

インボイス対応について

令和5年10月1日

お取引いただいているご関係皆様へ

総務・事務

この度、国による税務制度の変更にて、課税業者は制定されたルールであるインボイス（適格請求書の発行を事業者に義務付ける制度）に弊社も対応致しております。

10月1日付以降に発行となる全ての請求書と領収書は、インボイス対応の書式に変更となり、これまでの書式とは異なりますことをご了承ください。

- ① 不動産管理業務では、オーナーがご希望とされる入出金ルールに対応し、ご負担低減に努めて参ります。特に原状回復工事などは、業者側の課税登録有無によって請求書や領収書等の一括、若しくは個別委託毎となりますこと、ご容赦とご了承を願います。
- ② 顧問及びコンサルティング業務では、業務案件毎に費用と期間がありますが、個人で課税登録を行わない方は、新しくマネジメント契約の書式をダウンロードできるように用意致しましたので、お申し出ください。
- ③ 建設関連業務では、施工案件と監理に伴う経費精算は今後、登録番号の有無によって経理処理ルールが変わります。ご不明点があれば、お申し出ください。

ニュースで取り上げられることも増えてきましたが、建設業界でもあらゆる資材、部材の高騰続きに加えて、施工の人員不足と賃上げ問題、下請業保護ルールの原則徹底等、過去20年以上を見ても工事に関する費用は下がることなく、右肩上がり続けて参りました。

建設と不動産に関する事業マネジメント&コンサルティング会社と致しまして、常に各関連事業者と良い関係を築くことが、オーナーや依頼主、施主、顧問先の利益に資するもの、と考えており、今後の業務に関しましても時代の変化にいち早く対応させることで、皆様のご希望に正しく沿えるよう、より一層の努力を惜しまない所存です。

引き続き、何とぞよろしくお願い申し上げます。

その他、ご不明点などございましたら、いつでもお申し付け願います。

いつもありがとうございます。

At Mar LTD.